

木造住宅耐震関係補助金

大田原市では、震災に強い安全・安心なまちづくりを推進するため、旧耐震基準（昭和56年5月以前）の木造住宅に対して、耐震診断や耐震改修・建替え費用の一部について、補助を行っています。

※補助金の交付に当たっては工事着工前に申請が必要で、予算の範囲内となります。

最大110万円

耐震診断士派遣制度

昭和56年5月以前に建てられた木造住宅は耐震性が低い可能性があります。大田原市では、対象住宅の耐震診断に対し、耐震診断士を派遣しています。

派遣費用は市が負担するため、自己負担なしで耐震診断を受けることができます。

- ◇対象者 対象住宅を所有する個人であって、当該住宅に居住する者
- ◇対象住宅 木造2階建て以下の一戸建て住宅

耐震改修・建替え補助金

【耐震改修補助金】

- ◇対象住宅 耐震診断の結果に基づき、補強工事が必要な住宅 など
- ◇補助額 最大100万円

項目	補助額
耐震補強計画と耐震改修を総合的に行う場合	100万円 または耐震改修費用の5分の4以下

【耐震建替え補助金】

- ◇対象住宅 耐震診断の結果に基づく建替えで、同一敷地内に新たに住宅を建築すること など
- ◇補助額 次の合計額で最大110万円

建替え	上乗せ補助	合計
	県産出材使用(※1)	
100万円または耐震改修費用相当分の5分の4以下	10万円	110万円

(※1) 県産出材を10立方メートル以上使用する場合

申請前に古い住宅を解体したり、新しい住宅を着工（工事請負契約締結を含む）した場合には、補助金の対象になりませんのでご注意ください。



【お問い合わせ】 大田原市建設部建築住宅課 電話：0287-23-1178